

核兵器廃絶に向けた積極的な取組を行うことを求める意見書

ストックホルム国際平和研究所の調査では、世界における核兵器の保有数は冷戦期のピークより減少しているものの、2020年1月時点で、約1万3,400とされており、依然として数多くの核兵器が存在し、人類の生存を脅かしている。

唯一の被爆国である我が国は、世界の恒久平和の実現のため、核兵器廃絶に向けた不断の努力を継続しており、本市においても、平成18年12月20日に核兵器廃絶平和都市宣言を行っている。

しかし、人類の英知をもってしても、核兵器廃絶に至るプロセスは非常に困難であり、その実現にはいまだ至っていない。

これまで核軍縮を目的とした核拡散防止条約や、核兵器に関わる活動を全面的に禁止する核兵器禁止条約など、様々なアプローチが模索されてきたが、現在の国際情勢は、核兵器の脅威におびえることのない人類共通の願いである真の平和を希求するという理想・理念とはかけ離れた状況となっている。

政府は、安全保障上の脅威に適切に対処し、同時に核軍縮を前進させていくという道を追及するとしているが、その具体化のため、昨今の国際社会の中で、我が国が果たすべき使命・役割を踏まえた明確な対応が必要である。

よって国においては、核兵器廃絶に向け、より一層の積極的な取組を進めるよう下記の事項を強く要望する。

記

1. 核軍縮への明確な対応
2. 核兵器廃絶に向けた積極的な取組

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣

宛て各通

伊勢崎市議会議長

吉 山 勇